



担当	千葉労働局雇用均等室			
	室長	松原	亜矢子	
	室長補佐	荒井	直子	
	地方育児・介護休業指導官	居石	淳子	
	電話	043-221-2307		

平成22年6月30日 改正育児・介護休業法全面施行

育児・介護休業規定の整備・円滑な運用をサポート！！

- 事業主のための個別相談会（全20回）を開催 -

子育て期間中の働き方の見直しや、父親も子育てができる働き方の実現を可能とする改正育児・介護休業法が平成22年6月30日より施行されます。改正法には「子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除」の義務化、「父親の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス等）」、「介護休暇」等が盛り込まれます。これに伴い、各事業所においては、育児・介護休業制度等の規定を改正法に沿ったものにする必要があります。

千葉労働局（局長 千葉 秀木）では、企業における改正法に沿った育児・介護休業規定の整備を促進するため、県内の事業主を対象とした個別相談会を、平成22年度年間を通して全20回開催いたします。

相談会では、改正育児・介護休業法の情報提供、質問への対応を行うとともに、規定を持参した事業主に対しては、改正育児・介護休業法に沿った内容となっているかのチェックと、見直しが必要な部分についてのアドバイス等専門の相談員がきめ細かく相談対応を行います。

また、職場内で発生している育児・介護休業等の取得をめぐるトラブル、制度の運用にあたって対応に困っている個別事案についての相談も受け付けます。

改正育児・介護休業法：事業主のための個別相談会

1. 日時

4月	20日(火)、27日(火)	10月	19日(火)
5月	11日(火)、25日(火)	11月	16日(火)
6月	8日(火)、15日(火)	12月	21日(火)
	22日(火)、29日(火)	1月	18日(火)
7月	6日(火)、13日(火)	2月	15日(火)
8月	3日(火)、24日(火)	3月	15日(火)
9月	14日(火)、28日(火)		

開催時間は9:30～16:30（ の日は11:00～16:30）

2 . 会 場 千葉労働局 3F 労働基準部会議室
千葉市中央区中央 4 - 1 1 - 1 千葉第 2 地方合同庁舎内
(8月3日のみ 1F 共用第 1 会議室)

- ・ どなたでもご自由にご利用いただけます。
- ・ 相談は無料です
- ・ 規定整備に関するご相談は、お電話にてご予約下さい。(当日入場も可。作成中の育児・介護休業規定があればお持ち下さい。)
- ・ 個室での相談をご希望の場合は、予約時にお申し出ください。

3 . 相談内容

- ・ 改正育児・介護休業法及び関連制度(次世代育成支援対策推進法)についての情報提供、質問への対応。
- ・ 改正育児・介護休業法に沿った規定整備に関する相談(規定案のチェック依頼を含む)
- ・ 育児・介護休業等の職場内で発生しているトラブル、制度運用についての相談
等

4 . 問い合わせ先

千葉労働局雇用均等室 電話 0 4 3 - 2 2 1 - 2 3 0 7

< 添付資料 >

- ・ 相談会ちらし
- ・ 育児・介護休業法が改正されます！
- ・ 育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度がスタートします